

令和8年度ビジネスプランコンテスト実施業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度ビジネスプランコンテスト実施業務

2 目的

愛媛県では、県内外からチャレンジ精神にあふれ、意欲のある人材を積極的に呼び込み、地域経済の新たな担い手となる創業者を支援する「愛媛グローバル・フロンティア・プログラム (EGF プログラム)」に取り組んでいる。

令和7年3月に、産学金官の連携により「愛媛グローバル・フロンティア・コンソーシアム (以下「EGF コンソーシアム」という。)」を設立し、同年6月、岡山市と共同で「瀬戸内スタートアップ・コンソーシアム」として、内閣府の「第二期スタートアップ・エコシステム拠点都市」に選定された。

拠点都市として、「グローバルに稼げるスタートアップの創出」に向け、コンソーシアムの機能強化に取り組み、オール愛媛の支援体制でスタートアップの呼び込みと成長促進を行うことで、地域課題の解決と県内経済の更なる活性化を図ることとしている。

本事業では、県内外から本県にイノベーションをもたらすビジネスプランを募集し、県内での創業や事業化など、本県発のスタートアップ創出に繋げるため、コンソーシアム会員と連携して、県内最大規模のビジネスプランコンテストを実施する。

については、これらの実施に係る業務 (以下「本業務」という。) を委託する。

(参考資料)

○愛媛グローバル・フロンティア・コンソーシアムの設立について

<https://www.pref.ehime.jp/page/105890.html>

○瀬戸内スタートアップコンソーシアム取組概要

https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/setouchi_plan.pdf

○瀬戸内スタートアップコンソーシアム拠点形成計画

https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/setouchi_hub_plan.pdf

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日(金)まで

4 参加対象者

本業務の参加対象者は、主に次の者とし、愛媛県内での新しいビジネスの実現を目指す幅広い層を対象とする。

- ・県内での創業 (法人設立又は個人事業主での開業) を目指す者
- ・県内での創業後、事業の構想段階又は初期段階にあり、事業を発展させ、新しい価値を生み出すビジネスの創出を目指す者
- ・企業内新規事業や事業承継等により、県内での新規事業創出を目指す者

5 業務内容

ビジネスプランコンテスト想定事項

- ・EGF コンソーシアム会員が実施するビジネスプランコンテスト等を連携大会と位置づけ、話題化と応募者数の増加につなげる。
- ・各大会の優勝者はシード枠として、一次審査を免除し、二次審査からの参加とする。

(1) 連携大会の調整

- ア EGF コンソーシアム会員が実施するビジネスプランコンテスト等について、広く調査を行い、県へ報告すること。なお、連携大会の候補は、県と協議の上決定し、連携大会として位置付けることについて、相手方の事務局と調整すること。
- イ 話題化と応募者数の増加につなげるため、連携大会とは、相互に周知・広報を行えるよう努めること。
- ウ その他、EGF コンソーシアム会員が実施する支援事業との連携に努めること。

(2) ビジネスプランの募集

- ア 県内での創業や事業化に繋がる実現性の高いビジネスプランを募集するとともに、応募受付及び管理を行うこと。
- イ 募集にあたっては、金融機関や大学、県内企業等関係機関への周知を行うほか、広報用の WEB サイト及びチラシを作成し、SNS や受託者が持つネットワーク等を活用し、広く応募を募ること。
- ウ ビジネスプラン募集のための募集要件及びフォーマットを作成すること。なお、フォーマットは書面による審査が可能な内容とすること。
- エ 応募者からは、県内での創業や事業化を行う旨誓約を求めること。なお、応募時点では、応募フォーム上で誓約することで差し支えないが、最終審査会登壇者については、最終審査会開催までに、署名又は記名押印の上、書面で誓約させること。具体的な文面については、県と協議の上、決定すること。
- オ 「7 本業務の目標」のビジネスプラン応募件数を達成するための施策を行うこと。例えば、ビジネスプランをブラッシュアップする5回完結のワークショップを行い、最終回で本コンテストへ申込させること等を想定している。
- カ 募集要件や募集方法等については、県と協議の上、決定すること。

(3) 一次審査（書面審査）の実施

応募のあったビジネスプランに対して、書面による一次審査を実施すること。

(4) 二次審査（プレゼンテーション審査）の実施

- ア 上記(1)の連携大会優勝者及び上記(3)の一次審査により選考した有望なビジネスプランの提案者計20名程度を対象に、プレゼンテーションによる二次審査を行うこと。なお、二次審査通過者を選定するにあたり、連携大会優勝者、一次審査により選考した有望なビジネスプランの提案者ごとに別々に通過者の枠を設定することは差し支えない。
- イ 二次審査は、原則オフラインで実施することとし、会場の手配及び準備を行うこと。なお、応募者の事情等を考慮し、一部オンラインや録画等により審査することは差し支えない。

(5) 最終審査会の実施

- ア 上記(4)の二次審査により選考した有望なビジネスプランの提案者6名程度を対象に、公開プレゼンテーションによる最終審査会を実施すること。
- イ 最終審査会の登壇者に対し、ビジネスプラン、プレゼンテーション資料、プレゼンテーション技法等のブラッシュアップ伴走支援を行うこと。
- ウ 最終審査会登壇者のビジネスプランをまとめたパンフレットを作成し、最終審査会当日に参加者へ配布すること。
- エ 最終審査会は、原則オフラインで実施することとし、会場の手配及び準備を行うこと。なお、会場は、愛媛県の官民共創拠点（E:N BASE（エンベース））の利用を想定している。
- オ 最終審査会は、令和9年2月～3月頃の開催を想定している。
- カ 最終審査会には、ビジネスプラン提案者の創業又は事業化に繋がるよう、金融機関、ベンチャーキャピタル、企業、支援者等の参加を募ること。
- キ 最終審査会終了後は、交流会を実施し、早期の創業又は事業化の実現に向け、ビジネスプラン提案者、審査員、支援者等のネットワーク構築を図ること。
- ク 開催結果について、県ホームページ等に掲載するためのレポートを作成すること。なお、レポートは開催内容や参加者のコメントを400字～800字程度にまとめた上で、写真2枚程度を掲載することを想定している。
- ケ 登壇者の移動や宿泊等に要する旅費、宿泊費、食費、その他雑費等については、登壇者の負担としても差し支えない。
- コ 開催日程等については、県と協議の上、決定すること。

(6) 審査項目の設定及び審査員の選定

- ア 上記(3)～(5)の審査を行うにあたり、県内での創業や事業化に繋げるという事業目的を踏まえ、審査項目の設定及び審査員の選定をすること。なお、(3)～(5)の審査ごとに、審査項目及び審査員を変更することは差し支えない。
- イ 審査員は、応募促進につながる人選とし、ベンチャーキャピタル、金融機関、起業家及び経営者等、創業や新規事業創出に係る知見を有する複数の専門家から選定すること。
- ウ 最終審査会の審査員は、応募者数の増加を図るため、(2)の募集開始より前に確定すること。
- エ 審査員の選定後、各審査員への就任依頼、審査当日までの連絡調整（日時や会場等の連絡・交通宿泊手配等）、審査当日の進行、および謝金等の支払いを行うこと。
- オ 円滑な審査を行うため、事業目的や審査項目ごとのわかりやすい説明を記載した審査員向けのマニュアルを作成し、審査員に事前説明を行うこと。
- カ 最終審査会終了後、県内で創業又は事業化することを条件に、賞金として、総額500万円を予算計上している（そのうち1位には300万円の贈呈を想定）。
なお、県と協議の上、実現性だけではなく、これまでにない優れたアイデアを評価する特別賞を設定することも差し支えない。
- キ 審査項目及び審査員は、県と協議の上、決定すること。

(7) 独自提案事項【任意】

- (1)から(6)までの業務と連動し、本業務の目的を達成するための取組みを企画提案

することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(6)までの経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とする。

6 スケジュールの想定

令和8年5月上旬	本業務受託者との委託契約
5月中旬	連携大会の調整開始
6月下旬	連携大会の調整完了
7月上旬	ビジネスプラン募集開始
10月下旬	ビジネスプラン募集期限
11月中旬	一次審査（書面審査）
12月中旬	二次審査（プレゼンテーション審査）
令和9年2～3月	最終審査会

※スケジュールについては、連携大会との調整等を踏まえ、県と協議の上決定すること。

7 本業務の目標

- (1) ビジネスプラン応募件数：50件以上
- (2) 最終審査会の参加者数：100名以上

8 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

9 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

10 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

11 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。

- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

12 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

13 成果物

- (1) 納入物
納入物は、以下のとおりとする。なお、紙媒体およびPDFデータで各1部ずつ納入すること。
 - ①委託事業報告書
 - ②そのほか、本事業を実施するために作成した資料 等
- (2) 納入先
愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課
メール：sangyososyutsu@pref.ehime.lg.jp

14 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則、個人情報保護に関する法律その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費の一切の費用を参加者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議の上、決定すること。なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

